

第3回平塚市人権懇話会 会議録（要旨）

- 【日 時】 平成24年1月19日（木） 午前10時～午前11時40分
【場 所】 平塚市教育会館 小会議室
【出席委員】 9名（吉川委員、朝倉委員、池澤委員、大曾根委員、工藤委員、小瀬村委員、龍崎委員、浅川委員、吉田委員）
【主催者】 関本市民部長、池田人権・男女共同参画課長、杉森課長代理、黄倉主任
【傍聴者】 なし

1 開会

— 事務局により議事進行 —

事務局が開会の挨拶及び配付資料の確認を行った。

- ・会議次第
- ・資料1 基本理念（案）
- ・資料2 「平塚市人権施策推進指針（たたき台）」修正箇所対照表
- ・資料3 「平塚市人権施策推進指針（たたき台）」修正
- ・資料4 人権課題追加資料「(14) 災害発生時における人権問題」
- ・「DV加害者は変わるのか？「エマージ」の実践から学ぶ」講演会開催案内

2 議題

— 座長により議事進行 —

（座 長）議題に入る前に確認したいのだが、資料3「平塚市人権施策推進指針（たたき台）」は、公表されるのか。修正のあった文言について、気になる点が1カ所あった。

（事務局）現段階では公表しないが、最終的には骨子案という形でお示ししたいと考えている。

（座 長）「女性の人権問題」の冒頭にある「女子差別撤廃条約」について、これはあらゆる形態の差別の撤廃や男女平等を定めたものなので、雇用だけに限らない。公表する際には、「雇用における男女平等を定めた」を「あらゆる形態の女性差別の撤廃を目指した」というように修正していただきたい。ここからいろいろなことが改正されているので、雇用だけにしてしまうと、間違いではないが不正確になってしまう。外部に出さないのであれば問題ないと思う。

（事務局）ご指摘を踏まえ、次回までに修正したい。

（1）第2回懇話会の意見について

「資料2 「平塚市人権施策推進指針（たたき台）」修正箇所対照表」、「資料3 「平塚市人権施策推進指針（たたき台）」修正」に基づき事務局が説明を行い、その後委員から質問があった。

（事務局）前回いただいたご意見は、「資料2 「平塚市人権施策推進指針（たたき台）」

修正箇所対照表」、「資料3 「平塚市人権施策推進指針（たたき台）」修正」に内容を反映させている。また、一部、文言の整理も行った。

前回ご質問をいただいた分野別施策「(2) 子どもの人権問題」、11ページ「2 相談・支援体制の整備・充実」、4行目「相談体制の充実や家庭訪問を行い」について、家庭訪問の内容を担当課(教育委員会 指導室)に確認したのでご報告させていただく。いじめ・不登校がある場合には家庭訪問を行っているということだが、いじめ・不登校に関する相談は子ども教育相談センターで受けている。家庭訪問は各小中学校の教員(1人又は2人)がケースに応じて行っている。なお、ネグレクト、育児放棄等による不登校については児童虐待の関係になるので、こども家庭課の職員が関係機関の職員と行っている。

教育現場における取り組みを入れたほうがよいのではないかというご意見については、施策の方向性に新たな項目として「6 教育現場における取組み」を追加した。また、子どもの「定義」として「18才未満のすべての者」という文言を追加している。

(座長) ご質問、ご意見等はあるか。

(委員) 前回お話しできなかったのだが、1ページ「基本的な考え方」の「3 現状と課題」について。「本市が行う業務の中で、人権と無関係な部署はなく、常に人権の視点で問題意識を持つことが必要であり」とあるが、「人権と無関係な部署はなく」という否定的な表現ではなく、「本市が行う業務は、すべての部署において常に人権の視点で問題意識を持つ」としたほうがすっきりするのではないか。

(座長) ご指摘のように「人権と関わりがある」という趣旨の表現を検討していただきたい。

(2) 基本理念(案)について

「資料1 基本理念(案)」に基づき事務局が説明を行い、その後委員から質問があった。

(事務局) 前回のご意見では、「共に生き」「支えあう」というキーワードが挙がっていたので、その点も踏まえ、基本理念(案)を作成した。

(座長) 基本的にはこの案の中から選択するという理解でよいか。

(事務局) そのように考えている。

(座長) 後半部分の「共に生き、支えあうまちづくり」がすべての案に共通する言葉となっている。

(委員) 「人権」という言葉はあまり明るい感じがしない。「誰もが豊かな心をはぐくみ」というフレーズが気に入ったので、(4)を選びたい。(2)もよいと思うが、文章が長い。インパクトを与えるという意味では、できるだけ短くしたほうがよいのではないか。

(委員) 委員の意見に同感だが、全体的なことが包含されている(2)のほうがよいと思うが、少し長い。「共に生き」という考えは非常に大切だが、「支えあう」に包含できると考え、「あらゆるいのちと人権が尊重され、支えあうまちづくり」とすれば文章が短くなるのではないか。

(委員) 文章が長くてもよいのであれば(2)がよいと思う。全部が包含されており、

いのちの問題も出ている。短いほうがインパクトはあるかもしれないが、「共に生き」を削除すると、わかりにくくなってしまう。

(座長) 全体の理念を凝縮するようなものが一番よいと思う。指針の内容も多様なので、多少長くてもやむを得ないのではないか。

(事務局) 参考までに他市の事例を紹介する。小田原市「誰もが人として大切にされ、共に生き、支え合うまちづくり」、横須賀市「市民一人ひとりがかけがえのない個人として尊重される社会を目指して」、伊勢原市「人権を尊重するまちづくりに向けて」、鎌倉市「明日の人権施策の推進に向けて」、大和市「すべての市民が自他の人権を尊重し、ともに生き、支えあう『わがまち大和』の実現を目指して」、秦野市「『差別』という言葉がなくなる日に向かって」、藤沢市「人権を大切にし、『人権文化』を育むまちづくり」。厚木市は3点ほどあり、長くなっている。

(座長) 今のところ、(2)(4)というご意見が続いているが、ほかはどうか。

個人的な意見としては、他市でも半数くらいに入っていたように、「人権」という文言が入っていたほうがよいのではないかと思う。したがって「人権が尊重され」という言葉が入っている(2)に一票入れたい。少し長いが、「共に生き」もあってよいのではないだろうか。

(副座長) おそらく他市では、個別課題を先に議論し、最後にスローガンを議論したのだと思う。「人権、共生の社会」という考え方が基本だと思うが、市によって異なる経過があるので、全く違うものになっている。そういう意味では、少し長くても平塚らしさを出したほうがよいのではないか。今後、文言は多少修正があるかもしれないが、(2)を基本にしたほうよいと思う。

(座長) ここで確定というわけではないので、全体を眺めて、「理念」に戻るといようにしたいと思う。他にご意見はあるか。

(委員) (2)がよいと思う。ただ、「あらゆるいのちと人権」というのは少し長いので、ほかの要約した言葉で「何々の人権」という短い表現にできないだろうか。

(座長) 少し長めだが、基本的には(2)をベースで考えていき、最終段階で確定させたい。

(3) 分野別施策(「(3) 高齢者の人権問題」～「(8) 刑を終えて出所した人の人権問題」)について

第2回配付資料「平塚市人権施策推進指針(たたき台)」の12～20ページに基づき事務局が説明を行い、その後委員から質問があった。

(事務局) 「(3) 高齢者の人権問題」については、人権が尊重された生活、生きがづくり、社会参加の視点から権利擁護の関係、虐待予防、サービス、生活環境整備としてのまちづくりを主要な施策としている。「(4) 障がいのある人の人権問題」の施策の方向性は「高齢者の人権問題」と共通の部分があるが、この分野では障がいのある人に対する理解という点が重要であると思われるので、施策の方向性の冒頭に配置で解説している。以下、それぞれの人権問題については、本市における状況は他市と比べて突出した課題が見受けられないので、県や他市の指針においても位置づけられ、法制度や課題を取り巻く情勢から判断して必要と思われる点、重視すべきと思われる点

を入れている。

文言の訂正をお願いしたい。12ページの5段目、「平成21年3月に高齢者福祉計画」に「平塚市」を追加し、「平塚市高齢者福祉計画」としていただきたい。もう1点、16ページの10行目「平成12年(2000本年)」の「本」を削除していただきたい。

(座長) 「(3) 高齢者の人権問題」について、ご質問、ご意見等はあるか。

(委員) 中段に「平塚市高齢者福祉計画(介護保険事業計画)【第4期】を策定し・・・」とあるが、第3期の実績等があると思うので、その主な内容について文頭で触れてはどうか。

(座長) 第1期から第3期までどのようなことを行ってきたか、第4期ではこうだということところ。

(事務局) 高齢者福祉計画は1月5日にパブリックコメントが終了し、3月までに第5期計画が策定されるので、最終的にはこの文言を第5期が策定されたという内容に修正する必要がある。第1期から第4期までの内容を一つひとつここに記載したほうがよいということか。

(委員) 確かに第5期はこれからの問題ということではあるのだが、いきなりこういうものが出てきたのではなく、もう20年30年といろいろなことをやってきた歴史があると思う。よって、指針を策定するにあたってはこういうことに心がけていくんだという、一つの流れがあったほうがよいのではないか。あまり細かいところではなく、キーワードや主なものだけを入れておけばよいと思う。

(委員) 例えば「本市では平成元〇年に第1期を策定し、時代の移り変わりによって第5期まで策定してきた」とする。そうすれば、今回初めて取り組んだのではなく、その時代に合った取り組みを行ってきたということが指針を見た人にもわかると思うし、アピールもできるのではないか。

(事務局) 検討させていただく。ただ、計画そのものがその時どきで変わっており、制度改正の内容などに触れると、非常に複雑になっている。簡単に申し上げると、1989年にゴールドプランが策定され、これに伴って平塚市の保健福祉計画、当時は老人福祉と保健が別々だったが、介護保険法が平成9年に成立したときにそれらが一体になった。平成12年に介護保険制度がスタートし、保険サービスに伴う保険給付費が設定され、保険料を徴収することになった。それに基づいて介護保険事業計画を3年に1回見直しを行い、第1期から第4期ということで、保険のサービス供給量に応じて介護保険料を設定している。具体的に記述するとなると、その時々々の制度改正の内容を書く形になる。いずれにしても、ご意見を踏まえ、簡潔な形で記述したい。

(座長) 委員ご指摘のように、いつ頃から始まって努力してきたという程度でよいと思う。

その他はどうか。

(委員) 施策の方向性について、項目の列挙の仕方には統一的な考えがあるのか。高齢者の人権問題では、まずは高齢者に対してどういう施策を打つかを挙げ、そして周辺の整備がそのあとに入るという整理がよいのではないか。

そういう視点で見ると、分野別施策の後ろのほうでは順序がばらばらになっている。当事者に対してどういう施策を行うかが1番、2番、3番と若い番号にきて、そのあ

- とに周辺の人や環境整備などについて順次記載するような項目の整理の仕方をされてはどうか。事務局のほうで整理の仕方があれば、それはそれでよいと思う。
- (事務局) 特にきまりがあるわけではない。いろいろな状況を見ながら、また市の担当部署が現在実施している施策を吸い上げながら、項目を設定した。ただ、おっしゃるように統一的にしたほうがよいということはお意見として受け止めたい。
- (座長) 基本的にランダムに並べていると理解してよいか。
- (事務局) そのとおり。今のところは、市の施策を拾い上げながら載せている。ただ、そういった統一性を求めるのであれば、今後の作業とし、最終的に皆さんのご意見を伺っていくべきと思う。
- (座長) 委員のご指摘はもつともだと思う。その分野の中心となる項目から挙げていくのが本来の形であると思うので、市としてどのような考えでどういった順番にするか、ここに出てくればよいと思う。
- (事務局) 素案がある程度できた段階で改めてご意見を伺いたい。
- (委員) 13ページの施策の方向性「4 福祉・介護サービスの充実」について、2行目に「整備を推進するとともに高齢者福祉サービスなど・・・」とあるが、「認知症等の適切な対応などを含め高齢者福祉サービスなど」というふうに、具体的なことを入れてはどうか。また、3行目「各種サービスの充実を図ります」を「各種サービスのさらなる充実を図ります」にしてはどうか。
- (座長) 具体的なものを少し挙げたほうがよいのではないかというご指摘。施策の方向性の拘束力がどの程度あるか、場合によっては具体的なものを挙げることによって市が拘束されることもあると思うが。
- (事務局) それは確かにある。
- (座長) こういう問題のいい点であり悪い点かもしれないが、どうしても抽象的になる。具体的なものが何も書いてないということにならざるを得ないのかもしれない。基本法のようなものなので、あまり具体的な内容は登場しない気もする。
- (委員) 委員の意見のように、文章の中に少し具体的なものが含まれたほうがよりよいと思う。全体的に抽象的できれいな文章なので、文章はこのままでもよいのではないかと思う。正直なところ、文章だけを作る会議なのかという感じがしている。次の障がいのある人の人権問題もそうだが、確かに前提にいろいろな実態が出ているのだが、県や国で提起されている人権問題と同じことが書かれているという感じがする。ただ、指針なので仕方ない部分はある。すべての具体的な問題が出てくると膨大なことになると思うので、ところどころで具体的な問題があったらよいのではないか。
- もう一つ同じ観点で申し上げると、「2 高齢者の権利擁護の仕組みの充実」の1行目「成年後見制度などの活用を」について。成年後見制度を知らない人には大変難しいと思うので、「・・・の成年後見制度などの活用を」としたほうが、指針を見る側としては理解しやすいのではないだろうか。
- (座長) 確かにここには成年後見制度という具体的なものが出てきている。
- (事務局) 成年後見制度については、下に設けた用語説明に具体的に記載する形でよいか。
- (委員) 成年後見制度はいろいろな講演会が開催されたり、市のほうで熱心に会合が開かれたり、周知されてきている。ご提案のように下に簡潔に添えておいていただければ

ばよいと思う。

(座 長) どの程度まで具体的なものを入れるかは、市がどの程度できるかに関係してくるので難しいと思う。確かに、総花的に精神のようなことだけを書いておいても仕方ないだろうというご指摘もあって、そのとおりだとは思う。ただ、基本的にそういう性質で、これから行政や条例等で具体化していく、何か作っていくというもの。基本的な部分をここで検討していただくということなのかと思う。

そういう意味では、ご指摘の性質は否定できないのではないかと思う。多少具体的なものが入っていてもよいと思うが、ただ、それが独り歩きをすると困ってしまう。やはり議会や市などで具体的に検討し、具体的な施策を実行していただくというのが本筋ではないか。この懇話会では、具体的な活動に大枠をはめるようなものを策定するというのが基本的なスタンスだろうと理解している。具体的な内容を入れたいということがあれば入れておいてもよいとは思いますが、最終的にそれが実行できるかという段階になると、「絵に描いた餅」に終わってしまうことがあり得るという気はする。今やっている施策とも関係してくるのかもしれないが、特に大丈夫だということがあれば入れてもよいのではないか。

(事務局) 平塚市も成年後見制度利用支援事業などは早い時期から手がけているので、十分書き込めると思う。

(座 長) 認知症についてはどうか。

(事務局) これからの高齢化に伴って認知症の数も増加すると考えられるので、施策もいくつかあると思う。

(座 長) 「などの」と入れていただいてもいいかもしれない。具体化してわかりやすくということで、特に問題がないようであれば入れていただいたほうがよい。

次に「(4) 障がいのある人の人権問題」についてはどうか。今、この項目についてももう少し具体的な内容をというご指摘があったが。

(委 員) 国連の障害者権利条約の問題や、改正障害者基本法については、多分国でも県でも触れていないと思う。まだ批准していないので触れにくい問題なのか。

(座 長) まだ把握していないが、批准していないと法律的には入れられないと思う。障害者基本法はきちんと入れておいたほうがよいと思う。

(委 員) 今、民主党が障害者自立支援法の改正のことを言っているが、障害者総合福祉法等についても触れることになるかと思う。

(副座長) 障害者権利条約も批准の方向で議論しているようなので、これからだいぶ動くと思う。

(委 員) 障害者差別禁止法の問題なども出てくるかもしれない。

(座 長) 最終案では、そのときの状況に応じて追加していただきたい。

(副座長) 障害の「がい」が平仮名だが、この表記については、相当議論があるところだと思う。人権センターではあえて漢字を使おう、「害」が平仮名になることによって差別が隠蔽されていくという意見が相当強い。平塚市ではどのように考えているのか。

(事務局) 本市の「障がい福祉課」の「がい」は平仮名を使っており、庁内では平仮名で統一している。

(副座長) いろいろな意見があるところで、「障」は漢字でよいのか等の議論もある。議論

- があるということを少し言っておいていただければ。
- (座 長) 難しい「碍」という字を使うこともある。「害」を使うと悪いという意味合いが非常に強くなることは確かだ。
- (事務局) いろいろな関係団体からも、「障がい」にしようという意見がある。個別の法律等は漢字表記を使っても、課名や当事者は「障がい」とし、すべて統一している。
- (委 員) ちなみに、私たち障害者団体は漢字を使っている。
- (座 長) ほかにどうか。
- (委 員) 15 ページ「2 障がいのある人の権利擁護の仕組みの充実」の3行目「成年後見制度などの充実を図ります。」とあるが、高齢者のほうでは「制度の活用を促進する」となっている。成年後見制度の充実は法律でやることなので、市としては「啓蒙」や「活用の促進」としたほうがよいのではないか。
- (事務局) そのように修正する。
- (委 員) 15 ページ「4 障がいのある人にやさしいまちづくり」の2行目「ユニバーサルデザインの考え方に基づき」はよいのだが、ハード面についても少し記載したほうがよいと思う。ユニバーサルデザインに包含されているといえはそのとおりだが、「・・・の件などについて」というものがあってもよいのではないか。
- (座 長) 3行目の「公共施設や道路の整備・改修について」では不十分か。公共施設でやるということでは入っていると思う。あとは民間にもできればお願いするということで、ある程度の取り組みを行なっている。
- (事務局) 神奈川県には「福祉の街づくり条例」(平成20年に「みんなのバリアフリー街づくり条例」に改正) というものがあって、多くの人が使う建物を新設する場合等はすべてその基準を満たすことになっている。例えば「みんなのトイレ」や障がい者用のトイレ、エレベーターは窓付きにする、スロープは12分の1の傾斜にするなど。その基準を満たさないものについては勧告し、是正をさせる。「みんなのバリアフリー街づくり条例」を少し説明できれば、これの内容を満たすことができると思う。
- (座 長) 「4」の中に入れるということか。
- (事務局) そのとおり。
- (委 員) 建物については基本的には対応できている。問題は、もっといろいろな心遣いが必要ということ。例えば、聴覚障がい者の電光掲示やいろいろな文字の表示の問題など。視覚障がい者の問題としては、音声テープがすべてのバスに付いており、運転手がセットすれば必ず放送できる環境になっているが、放送をしたりしなかったり、放送してもほとんど聞こえないぐらい小さかったりする。明らかに視覚障がい者の人権を阻害している問題だと、私たちは思っている。本当はすべてのバスでそうなのだが、神奈川中央交通に車内放送をしてほしいと要望している。こういったことから、人間に対する心がこもった考え方も必要だと感じている。
- (座 長) ご指摘の内容をどこかに組み込むとしたら、やはり「4」になる。「やさしいまちづくり」、「やさしい社会」ということか。今の具体的な問題は、「安心して生活し」という辺りに含まれると考えられるが、そこで広めに解釈していただくということではよいか、文言として具体的に言葉で入れたほうがよいか。
- (委 員) 高齢者もそうだが、具体的にということよりも、市が取り組んでいることが出

ているとよいと思う。例えばまちづくりの問題について、平塚市はそれなりにやられていると思う。今のままでは「これは茅ヶ崎の指針ですよ」と言ってもわからないのではないかと感じる。もっと平塚市らしさが出るとよいというのが印象だ。

(座長) 何か特徴的なことがあれば入れていただくと、特徴が出せると思う。

(委員) 具体的にあるわけではないので、そういった感じでお願いしたい。

(委員) 15ページ「4 障がいのある人にやさしいまちづくり」の最後に「緊急時や災害時における障がいの特性に応じた安全確保対策に取り組みます」とあるが、先々の展開はどの程度保証されているのか。またどのようになっていくのか。例えば、今は民生委員が担当しているところに災害時要援護者制度が敷かれて、障がい者の方が手を挙げて、いざというときにはご近所から手を貸してくださいという登録がされている。しかし、実際にはこれもあまりうまく展開できていないように思う。

(事務局) 本日お配りした資料4「災害発生時における人権問題」でも触れているが、「平塚市災害時要援護者避難支援プラン」を平成22年に策定している。

現在、平塚市には27地区あり、民生委員の担当区域では23地区ある。そのうちの大神地区において地域の「福祉村」をベースに地域の関係機関の皆さんがいろいろな話し合いを持って、障がい種別に応じた避難方法のあり方、支援者との関係を整備している。年内にはそういった地区の基盤ができようとしている。それらをベースに平塚市も災害時要援護者の避難支援の方策を講じていきたい。

障がい特性に応じて避難方法等もすべて違うので、目の不自由な方や身体の不自由な方等の当事者と一緒に訓練をしたり、避難場所も市が指定する特定の場所ではなく、身近な公民館や自治会館などへの避難ということも含めてベースをつくらうとしている。これらを広く支援していきたいという文章になっていると思う。

(委員) 障がい者団体でも災害時の問題が一番の課題になっている。市でもいろいろな対応を考えているところだと思う。進もうという姿勢は平塚市の中に多くあると思う。福祉総務課から、今度民生委員の方たちと災害時の問題のことで懇談を持とうという話がある。

私たちの周りでは、要援護者の支援者がなかなか手を挙げてくれない。結局、自治会の役員がやらざるを得ない。そのため、あまり実質的な支援者にはつながらないと、障がい者の仲間内で聞いている。多くの地域でもそういったことがあるのではないかと。

(座長) 施策としては、少しずつ進んでいるということだと思う。こういうことができれば、周りの方々の支援の輪が広がっていくのではないだろうか。このまま入れておいて問題ない。

「(5) 同和問題」についてはどうか。

(副座長) 同和問題と一口に言ってもよくわからない人が結構多いと思う。具体的に、同和問題とは部落差別ないしは部落問題であるということとどこかに入れておいたほうがよいと思う。最近、差別事件が多くて集会を開いたのだが、そこでのアンケートにそういうことを書いている人が多いので、しっかりとこれは部落の問題であると書いていただきたい。

(座長) 「えせ同和行為」は説明があるので、同和問題についても記載してはどうか。冒頭の3行は同和問題の定義のようなものだが。

(副座長) 「同和問題」の文章中に括弧書きでもいいので、指摘したほうがよいと思う。

先程から意見が出ているように、施策の方向性がやはり抽象的になっている。同和問題はかなり深刻な問題なので、「1 人権教育・啓発の推進」は、まず市の職員や教職員がしっかりするということをきちんと書いて、それから授業等でもそういう啓発を支援するといった趣旨で書いていただきたい。こういった考え方はすべての分野に関わるので、一番のポイントだと思う。

(座長) まずは市の公務員の教育からというご指摘を、1に入れていただきたい。最近公的なものではあまり見ない印象だが、市として問題がなければ「部落」という言葉を入れてもよいと思う。

(副座長) 法務局のスローガンを見ていたら「部落差別をなくそう」と大きく出ていた。

(座長) 別に避けている言葉ではないということ。

(副座長) 入れておいたほうがよいのではないかという意見。

(事務局) 検討したい。

(委員) 平塚市では、えせ同和行為が現実にあるのか。

(事務局) 以前はあったが、今はあまり聞かなくなった。えせ同和行為に関する研修もある。

(副座長) 湘南の方では最近でもあるので、平塚市でもあり得ると思う。特に不況になると。

(委員) 課題の最後に「図ることが求められます。」とあるが、これは「図ることが必要です。」のほうがよい。また、施策の方向性「1 人権教育・啓発の推進」の2行目に「まちづくりをめざします。」とあるが、ほかと合わせて「まちづくりを推進します。」のほうがよいと思う。

(座長) 課題の最後、「毅然とした体制を図る」も検討していただきたい。「めざします」についても、ほかと合わせた表現にしていきたい。

続いて、「(6) 外国人の人権問題」についてはどうか。

(委員) 施策の方向性「1 外国とつながりのある児童・生徒への教育支援」の「外国とつながりのある」とは、帰国子女のことを指しているのか。文章表現からは違う意味に読み取れる。

(副座長) そうではない。「外国にルーツを持つ人々」「つながりを持つ人々」ということもあるが、日本人と結婚して日本国籍を取っている人のことを指す。「ルーツを持つ人々」という表現は割と使われている。

(事務局) 教育委員会のほうからこの表現を使ってほしいという意見があった。

(副座長) 資料4とも関わってくるが、災害と外国籍の人々の関係は今回の大震災でもかなり問題があった。あまり報道されないが、言葉の関係や道路標識、事前のPR、被害を受けたあとの対応等の問題などがあるので、取り上げたほうがよいのではないかと。

施策の方向性「2 外国籍市民の生活支援」に関することだと思うが、今年7月から入管法が変わる。自治体のサービスはそのまま継続すると思うが、今までは自治体で管理していた外国人登録証明書などが法務省の一括管理になる。自治体が行っていた福祉サービス関係はどうなるのだろうか。

(座長) 外国人登録の窓口が法務省になるということか。

- (事務局) 今までの外国人登録法がなくなって、外国人も住民基本台帳法の対象になる。今までは夫婦でも外国人登録されている人、住民基本台帳に登載されている人が別々だったものが、今後は住民基本台帳に一本化される。5月の連休明けには仮住民票が送付されて、7月9日から制度が施行される。あわせて日本人と同じように基礎的自治体のサービスが受けられるようになる。それに伴って入管法の手続きも簡便な手続きになるということ。
- (副座長) 住民サービス自体は自治体がやる仕事なので変わらないと思うが、「住民サービスを充実します」と入れていただきたい。人権相談をやっている心配なのは、離婚したりすると一時的にオーバーステイになってしまうことがあるということ。特に日本人の男性と外国人の女性の場合が多い。先程の災害のことも、「特に外国籍の人たちにもきちんと配慮します」といった趣旨の文言を入れていただきたい。
- (座長) 「外国とつながりのある児童・生徒」は言葉の理解が十分でないというところにポイントがあると思うが、説明を入れていただいたほうがよいか。
- (副座長) 入れていただきたい。
- (座長) 「(7) 患者等(HIV感染者、ハンセン病等)の人権問題」についてはどうか。
- (委員) この分野に「メンタルヘルス患者(うつ病)」についても入れてはどうか。昨年秋に改正法案が国会に提出されたと聞いている。実際、うつ病患者は全国で800万人ぐらいいるし、家族まで入れると3,000万人以上と言われており、大変な社会問題になっている。人数の多さや社会現象等を考えた場合、現時点ではHIV感染者やハンセン病患者よりも重要なのではないか。
- (座長) ご指摘のとおりだと思う。患者が増加しているのは事実だし、そういう病気に対する理解も必要だ。冒頭の段落は感染症だけなので、2段落目を追加していただきたい。実際に、相談・支援をしていると思うので、施策の方向性「1 正しい知識の普及、偏見の排除」にも追加してよいのではないか。
- (事務局) 「(12) 自殺対策」にうつ病対策も入っている。うつ病に対する理解を深めるパンフレットを配布したり、関係機関で話し合いを持ったりしている。
- (座長) 両方に入れてもよいのではないか。ご検討いただきたい。
- (副座長) 患者等の範囲は広いので、HIV感染者とハンセン病だけでなく、メンタルの問題等その他の課題がありますということをどこかに入れてほしい。人権問題になると水俣病等も含まれる。
- (座長) 市立病院も念頭に入れてとなると、相当拡大し、病院における患者の偏見という話にもなってくる。
- (副座長) 具体的には医療従事者。病院があるので、そこも人権教育はしっかりやっていただきたい。
- (座長) 病院を念頭に入れて見直すかどうかも検討していただきたい。教育はきちんとやっているとは思いますが、ここに掲げるとしたらどの程度のことを掲げられるのか、市立病院に聞いていただければ何か出てくるのではないか。そういう意味では、(7)は大幅にいろいろ加わる場所もあるかと思うし、場合によっては改めて確認させていただくということで、今の2点を検討いただければと思う。
- 本日予定している最後の項目になるが、「(8) 刑を終えて出所した人」については

どうか。

(委員) 6行目に「人権に配慮し」、施策の方向性「1 人権啓発の推進」の1行目に「人権に配慮し」とあるが、「配慮」というとよそよそしい感じがするので、「考慮」としてはどうか。

(座長) 「考慮」でも「配慮」でもよいと思う。個人的には「配慮」というと気を配るというニュアンスが強いと感じる。

(委員) さりげない言葉のほうがよいと思う。

(座長) ただ、「考慮」というと「何もしなくてもいい」、「配慮」だと「何かする」というイメージがある。どちらにするかは事務局に任せたいと思う。

こういった出所者の情報は市も持っているのか。

(事務局) 青少年課に保護司がおり、は、罪を犯した人の更生を助ける活動をしている保護司会があり、地域で活躍している。

(座長) 単に市民に対して啓発するだけではなくて、個人情報やプライバシー情報に対して十分配慮した運営をしますということも、市としてどうするかという記述があってもよいのではないか。相談の充実とは、そういうことだろうと思うが。

(事務局) それは前回、個人情報の関係を入れた部分に網羅されていると考える。あえてここに入れなくても、基本的な部分で項目が立って記載されているのでよいのではないか。

(座長) そこで包括するというだけでも結構だと思う。

ほかに全体を通して何かご意見はあるか。それでは、議題(3)は以上をもって終了する。

(4) 分野別施策における人権課題の追加について

「資料4 人権課題追加資料 (14) 災害発生時における人権問題」に基づき事務局が説明を行い、その後委員から質問があった。

(事務局) 東日本大震災以後にさまざまな人権問題が発生していることから、人権課題として指針に明記したほうがよいではないかという意見もあり、人権課題として追加したいと考えている。施策の方向性に関しては、1で避難所の運営姿勢や考え方、2で避難所運営への参画と意見反映、3で暴力防止も含めた防犯対策とそのための各種相談サービスについて明記している。内容については、次回協議をお願いしたい。

分野別施策の一つとして指針に盛り込むことについて、ご意見を伺いたい。

(座長) 内容としては、避難所の話は出ているが、避難そのものに対しては出てきていない。避難自体をどうするか、どこかでそれがカバーできているのか。

(事務局) その部分については今、防災危機管理課が対応している。今回挙げた内容は、あくまでも災害から見えてきた、特に女性に対してのいろいろな意見があった部分について、大まかなところをピックアップした。これ以上詳しくすると、計画の内容と重複するので、特に今回クローズアップされたところを挙げている。

(副座長) しかし、震災が起きる前から人権施策で対応すべきだと挙げられていたことは盛り込むべき。避難経路の周知や外国籍の人への周知の問題等について、人権の視点からやってほしい。

(座 長) 内容については、次回ご審議いただきたい。

それでは、資料4については、分野別施策に追加することとする。

3 その他

次回懇話会の日程調整を行い、3月22日(木)14時から開催することとなった。指針の内容について具体的な協議を行う。

引き続き、副座長より講演会の開催案内があった。

(副座長) 神奈川人権センターではDV関係の男性の電話相談をしている。1年半が経過し100件ぐらいの電話相談があった。男性のDV相談は加害者・被害者が対象になり、男性加害者の相談が7割方。男性のDV加害者は本当に変わる。人によっては全然変わらないという人もいるが、きちんと更生教育や話し合いをして、いろいろやっていけば変わるだろうと考えている。

アメリカで男性のDV加害者の更生プログラムを専門的にやっている「エマージ」という組織がある。そこから講師を呼んで、2月7日に講演会を開催する。入場無料なので、興味のある方はぜひお越しいただきたい。内閣府がバックアップしている。昨年2・3月にはパープルダイヤルという全国の女性の性暴力の電話相談、ホットラインを実施したのだが、男性のDV加害者相談も行った。全国からの相談を神奈川と大阪で受けたのだが、当方では600件ぐらいの電話相談があった。その流れもあり、今回の企画に至った。

4 閉会

事務局が閉会の挨拶を行った。

～ 以上 ～